

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年3月15日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	2号機	非常用ガス処理系を運転する場合に有機溶剤の使用を規制していた期間において、有機溶剤を使用した塗装作業を行っていたことを確認した。当該作業を中止。当該系活性炭への有機溶剤の影響を評価。	G III 以下

3. G III グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	5号機	原子炉圧力容器ヘッドスプレイ配管設置工事において、施工企業より工事報告書の一部が未提出の状態 で当社の検収を行っていたことを確認した。品質記録は確認しており設備健全性への影響はない。未提出分を受領。	